

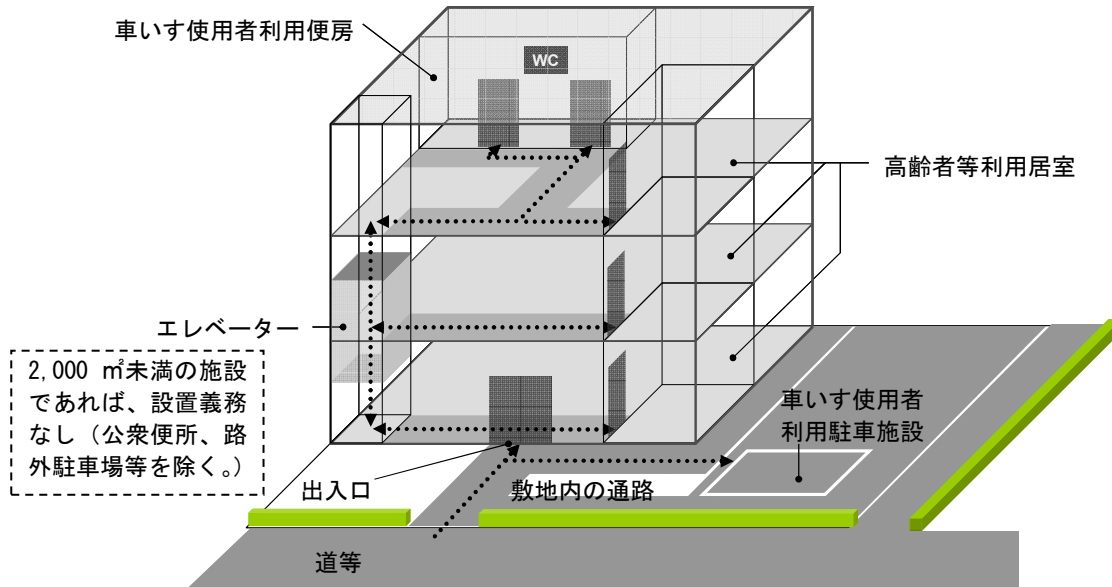
1 高齢者等利用経路

【基本的な考え方】

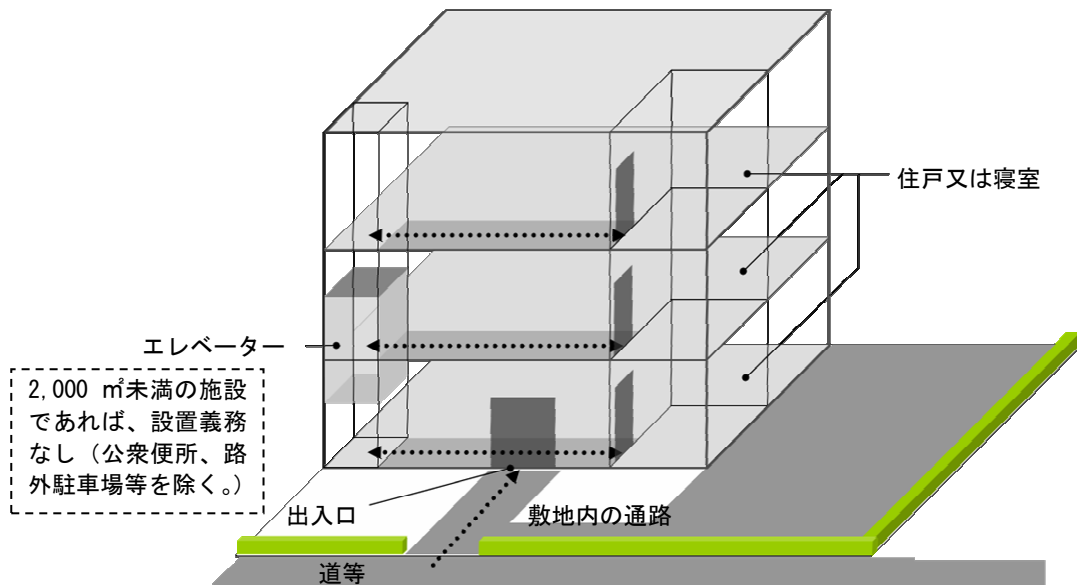
高齢者等が建築物を安全かつ快適に利用できるよう、高齢者等の移動に配慮した経路を整備する必要があります。個々の整備箇所を整備するだけでなく、それらを一連の経路としてとらえ、段差を設けない、通行しやすい有効幅員や勾配を確保した経路を整備する必要があります。

整備基準		規模 限定	備考
特定施設整備基準（別表第3の第1の1）			
高齢者等利用経路	(1) 次に掲げる場合には、それぞれ次に定める経路のうち1以上（次に掲げる場合にあっては、その全て）を、高齢者等利用経路にすること。		
道等～居室	ア 公益的施設等に、高齢者等利用居室を設ける場合 道等から当該高齢者等利用居室までの経路（学校又は共同住宅等の施設であつて、地上階又はその直上階若しくは直下階のみに高齢者等利用居室を設ける場合にあっては、当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分を除く。）		図Ⅲ-1-1
道等～住戸・ 寝室	イ 公益的施設等が共同住宅又は寄宿舎である場合 道等から当該共同住宅の住戸又は当該寄宿舎の寝室までの経路（当該住戸及び寝室の出入口並びに1の階と他の階との間の上下の移動に係る部分を除く。）		図Ⅲ-1-2
居室～便房	ウ 公益的施設等又はその敷地に車いす使用者利用便房を設ける場合 高齢者等利用居室（当該公益的施設等に高齢者等利用居室が設けられていないときは、道等。エにおいて同じ。）から当該車いす使用者利用便房までの経路		図Ⅲ-1-1
居室～駐車 施設	エ 公益的施設等又はその敷地に車いす使用者利用駐車施設を設ける場合 当該車いす使用者利用駐車施設から高齢者等利用居室までの経路		図Ⅲ-1-1
道等～公共 用歩廊～他 方の道等	オ 公益的施設等が公共用歩廊である場合 その一方の側の道等から当該公共用歩廊を通過し、その他方の側の道等までの経路（当該公共用歩廊又はその敷地にある部分に限る。）		図Ⅲ-1-3
段又は階段の 禁止	(2) 高齢者等利用経路上に段又は階段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。	●	図Ⅲ-1-1 図Ⅲ-1-3

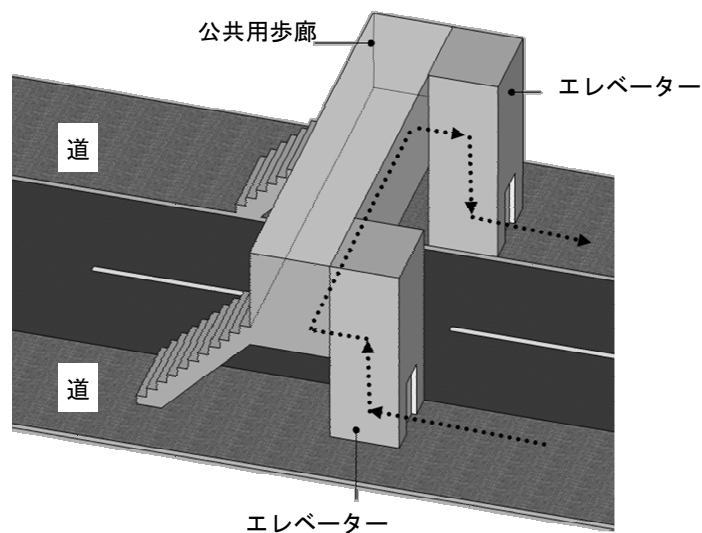
推奨事項		備考
施設整備		
高齢者等利用経路	高齢者等利用経路は、整備基準に適合するものとするほか、次に掲げるものとする。	
傾斜路又は エレベーター の設置	・ 高齢者等が利用する主たる階段を設ける場合には、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路又はエレベーターその他の昇降機（2以上の階にわたるときには、エレベーター（特殊構造昇降機を除く。）に限る。）を設けるものであること。	



図Ⅲ-1-1 公益的施設における高齢者等利用経路



図Ⅲ-1-2 共同住宅・寄宿舍における高齢者等利用経路



図Ⅲ-1-3 公共用歩廊における高齢者等利用経路